

家族信託手続事例

(事例)

(1) 自己信託—① (福祉型金銭等管理処分自己信託)

○信託当事者 (福祉型金銭等管理処分自己信託)

設定者 — 夫 S

受益者 — 本人 S・妻 B

後継受託者 — S 後見開始後「親族 C」

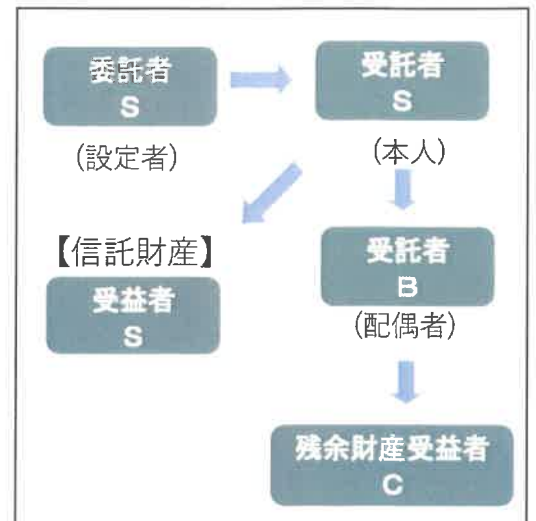
○信託財産

信託財産

預貯金、有価証券

○信託の目的

老後の生活資金、ホーム等の入居費用等に
充てるもの (夫婦の老後の安心設計)



(2) 自己信託—② (福祉型財産管理処分自己信託)

○信託当事者

設定者 — 親 S

第一次受益者 — 親 S 及び長子 B

それぞれの第二次受益者 — 次子 C

後継受託者 (S 後見開始・死亡後) — 次子 C

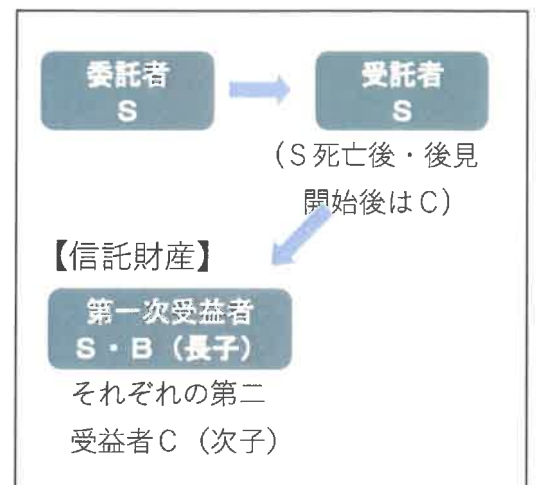
○信託財産

不動産 (駐車場用地)

預貯金・有価証券

○信託の目的

知的障がいをもつ長子 B の生活支援
(親なき後の安心設計)



(3) 自己信託—③ (不動産及び株式管理自己信託)

○信託当事者

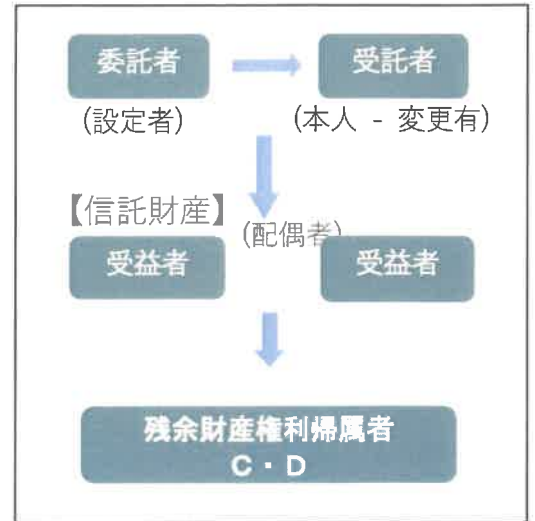
設定者 — 夫S
受益者 — 夫S・妻B
残余財産受益者 (子や孫)
後継受託者 — 親族

○信託財産

不動産 (自宅)、 株式
金融資産

○信託の目的

自宅を信託財産とし、受益者両名の生活の本拠地として老後も安心して住めるようにし、また自社株を中心に株式を適正に運用し、夫婦が安定した収入が得られるように、指図権者を指定するもの。



(4) 自己信託—④ (祖父母による教育費等支援自己信託)

○信託当事者

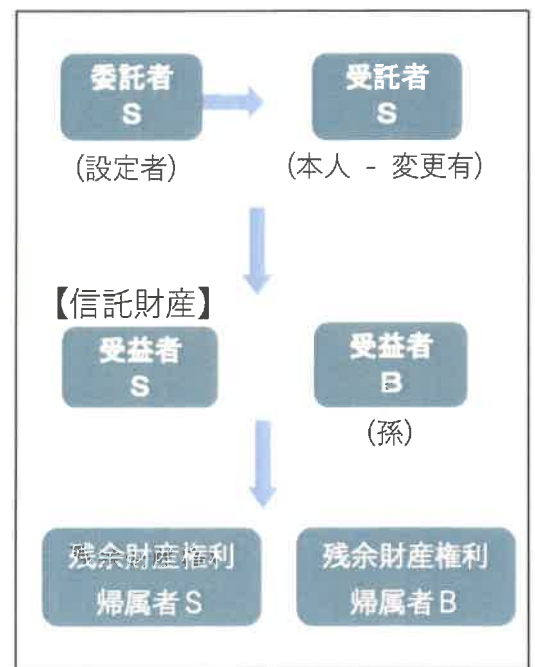
設定者 — 祖母S
受益者 — S及び孫B
後継受託者 — Sの後見開始もしくは、
死亡後 — T

○信託財産

預貯金 (金銭)

○信託の目的

祖父母が自己の生活費と未成年者である孫の教育費支援 (多くは大学卒業まで) のため金銭を信託して、祖父母の判断で受益者の生活費、学費や留学費等を給付し孫の生活や教育を支援するというもの。(祖父母による孫に対する教育費等支援自己信託)



(5) 自己信託—⑤ (未成年者養護型自己信託)

○信託当事者

設定者 — 祖父母 S

受益者 — 孫 B

後継受託者 — S

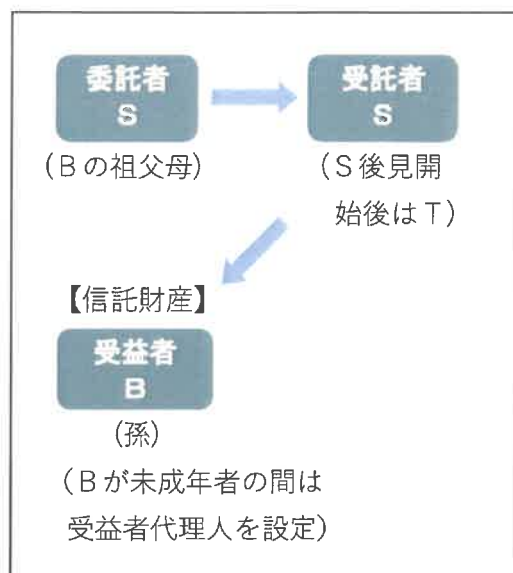
Sの後見開始もしくは死亡後 — T

○信託財産

預貯金 (現金)

○信託の目的

祖父母が未成年者である孫の教育費支援 (多くは大学卒業まで) のため金銭を信託して、祖父母の判断で生活費、学費や留学費等を給付し孫の生活や教育を支援するというもの。(祖父母による孫に対する教育費等支援自己信託)



(6) 自己信託—⑥ (社会貢献型自己信託)

○信託当事者

設定者 — 社会福祉法人

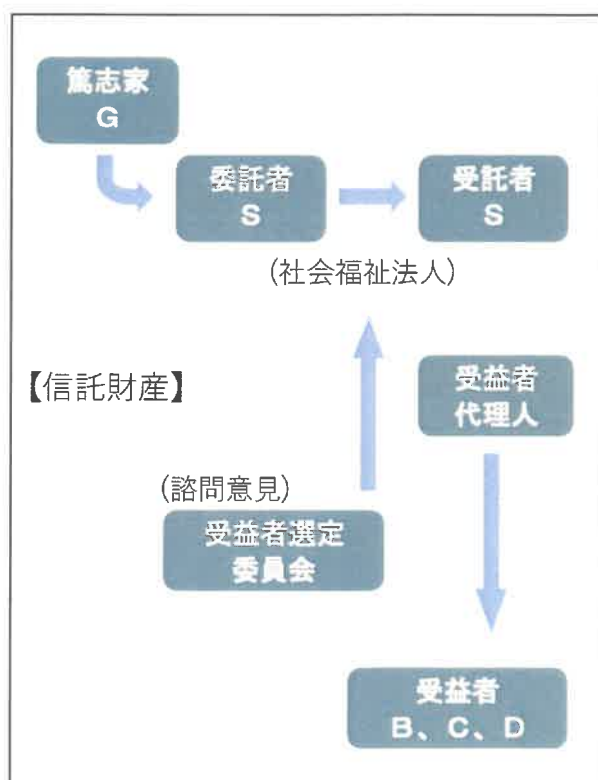
受益者 — 特定地域の教育資金等を必要とする子女

○信託財産

篤志家から寄付された現金 (追加信託の寄付金も)

○信託の目的

ある町のゆかりのある篤志家が自己の財産を、当該町民で将来を嘱望される子女の教育等のために給付する目的で、地元社会福祉法人に多額の寄付をし、これ受け、地元社会福祉法人が設定する自己信託。受給を受ける者の選任、受益権の内容 (給付の金額・期間等) 等については、受益者指定者である社会福祉法人 (受託者) において決定するが、この場合、受益者選定委員会の意見に従って決めるというスキームである。



(7) 自己信託⑦ (公益活動支援目的自己信託)

○信託当事者

設定者 — 株式会社S

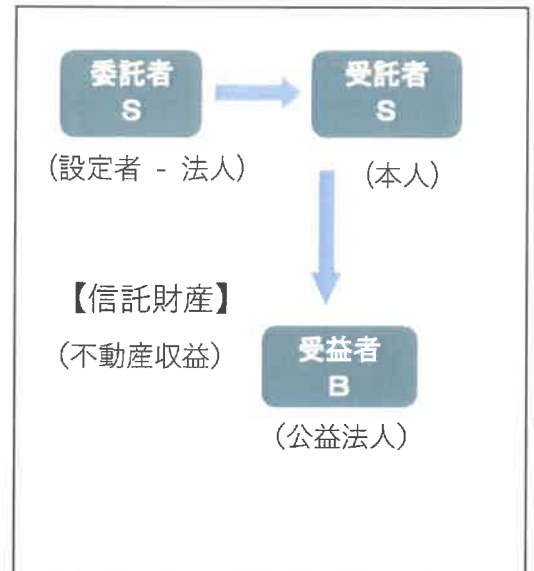
受益者 — 公益財団法人B

○信託財産

賃貸用不動産及び金融資産

○信託の目的

ある公益法人の活動に思い寄せている篤志家が、自己がオーナーとなっている法人が所有する賃貸用不動産を自己信託し、その受益権を公益法人に取得させ、定期的に金銭を給付して、公益法人を支援し、国民が、あるいは国際社会が求めている重要な公益活動を支援しようというもの。



(8) 福祉型遺言信託

○信託当事者

委託者 (遺言者) — 夫S

受益者 — 妻B

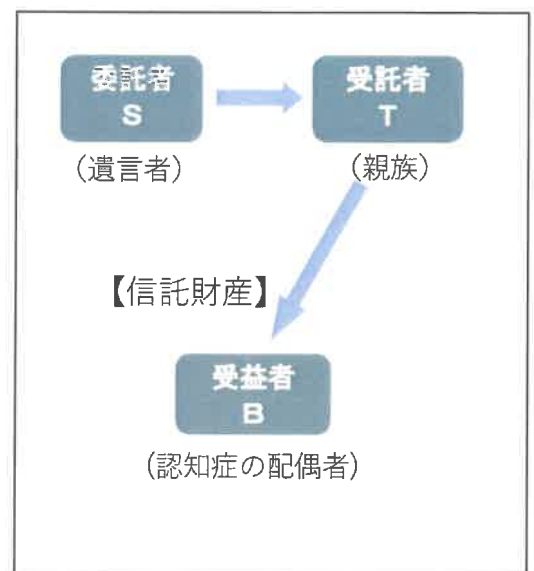
受託者 — 次子T

○信託財産

預貯金

○信託の目的

認知症を患っている妻Bの生活支援。
(配偶者なき後の安心設計)



(9) 遺言代用信託契約

○信託当事者

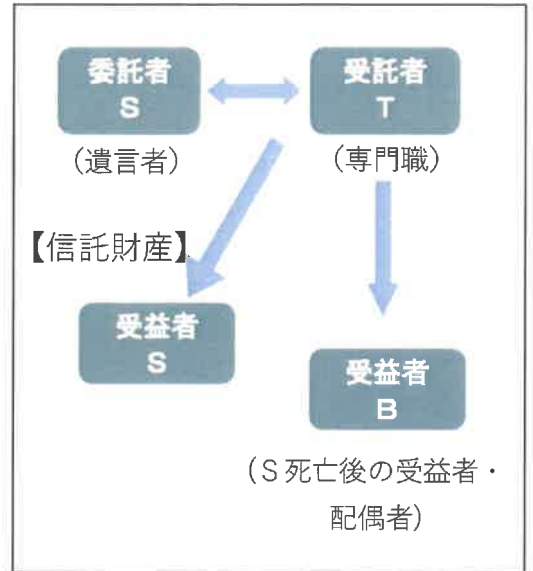
委託者（遺言者） — 夫S
第一次受益者 — 夫S
第二次受益者 — 妻B
受託者 — 旧知専門職

○信託財産

預貯金

○信託の目的

高齢者の夫が友人の専門職に財産を信託して、委託者自身が生存中は自己を受益者として財産管理をしてもらい、自己が死亡後は配偶者を受益者とする契約。



(10) 障がい者支援福祉信託

○信託当事者

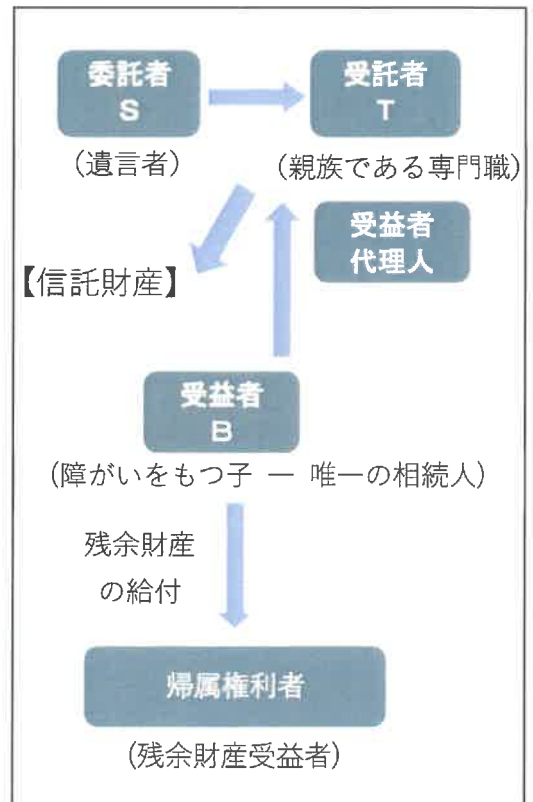
委託者（遺言者） — 親S
受益者 — 長子B
受託者 — 親族の専門職T

○信託財産

自宅不動産、賃貸不動産、預貯金

○信託の目的

高齢の親（遺言者）による、知的障がいを持つ子を受託者、親族の専門職を受託者とした遺言信託。本参考文例、受益者において意思表示が十分にできないことと信託財産が多額であることから、受益者代理人（背景事情によっては、信託監督人）を指名し、詳細な条項を定めた不動産管理処分信託。（親なき後支援信託）



(1 1) 任意後見支援信託

○信託当事者

委託者 — 夫S

受益者 — 夫S・妻B

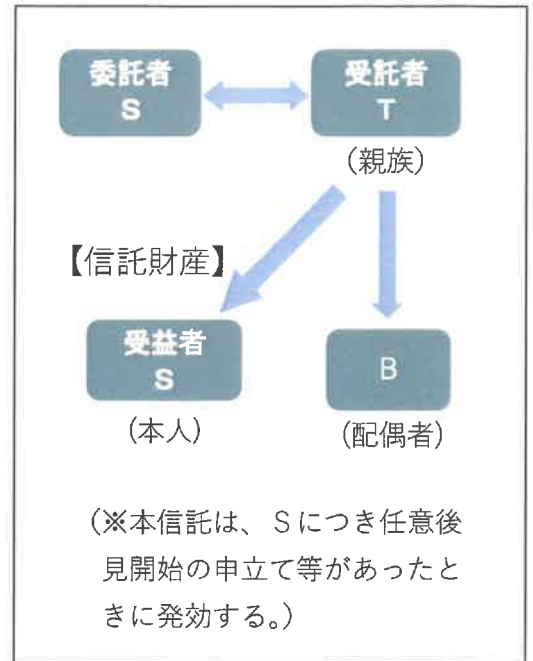
受託者T — 親族（財産によっては「法人」）

○信託財産

不動産、預貯金・有価証券

○信託の目的

高齢の委託者が、収益のある不動産や老後のために貯蓄した金融資産を確実に管理活用して自分と妻の老後の生活を守るための信託契約。この場合、委託者は、一方で任意後見契約を締結しておき、この任意後見契約に基づき任意後見監督人が選任されたとき（または申立てのとき）、本信託が開始、発効するというスキームの信託である。



(1 2) 受益者連続福祉型信託（遺言信託）

○信託当事者

委託者（遺言者） — 父親S

第一次受益者 — 長子B・次子T

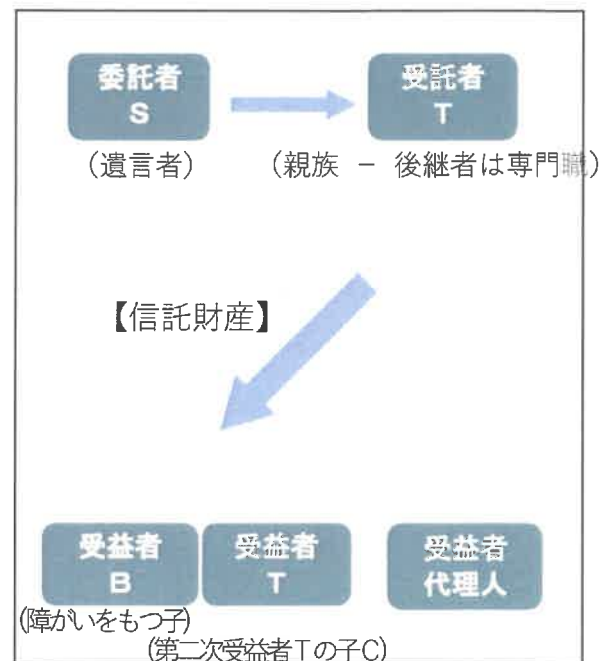
受託者 — 次子T（後継受託者の定めあり）

○信託財産

賃貸用不動産（アパート）、預貯金

○信託の目的

受益者である知的障がいをもつ長子Bの幸福な生活を確保するための信託。第一次受益者はBと受託者を兼ねる堅実な次子Tとし、次子Tが信託期間終了前に死亡した場合には、後継者は知人とし、第二次受益者を孫Cにするもの。（親なき後支援信託）



(1 3) 配偶者支援型家産承継信託

○信託当事者

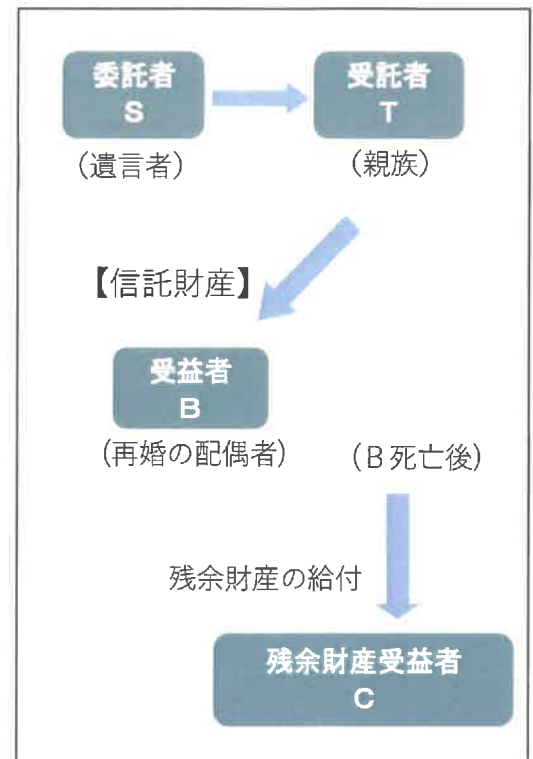
委託者（遺言者） — 夫S
第一次受益者 — 後添えの妻B
残余財産受益者 — 長子C（または孫D）
受託者 — 親族T（Bとの信頼関係にある場合C）

○信託財産

自宅不動産、金銭・預貯金

○信託の目的

第一次受益者は後添え妻とし、妻が死亡するまで自宅敷地と建物を生活の本拠地として安心して使わせ、妻死亡後は、これを実子Cもしくは孫Dに帰属させるもの。



(1 4) 未成年者養護信託

○信託当事者

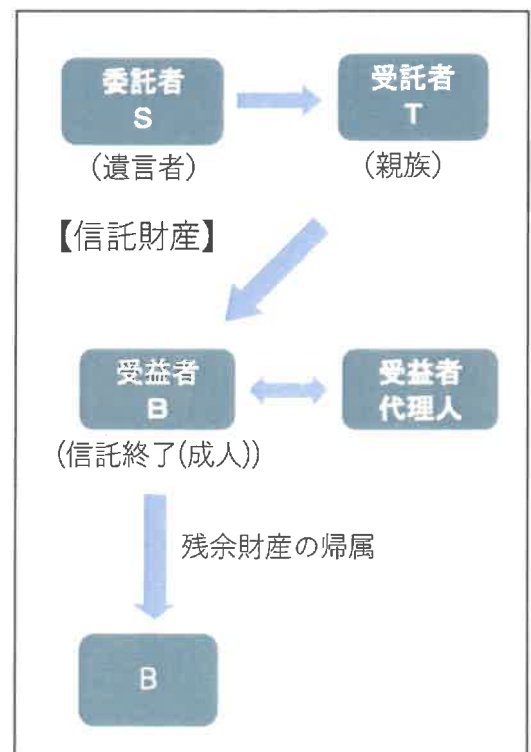
委託者（遺言者） — 母親S
第一次受益者 — 未成年の子B
受託者 — 親族（兄妹または両親）

○信託財産

居住用不動産（自宅マンション）、
預貯金

○信託の目的

離婚した病弱な母親の遺言信託で、病気が悪化し自己が死亡した後、子に相続させる不動産や金融資産を離婚した夫から守るための信託の設定。子が成人に達した後は、子の名義に移転するもの。



(15) 遺留分が請求できない「受益権複層化型信託

○信託当事者

- 委託者（遺言者） — 父親S
- 収益受益者 — 妻A
- 元本受益者 — 子B、C、D
- 受託者 — 親族T（孫）

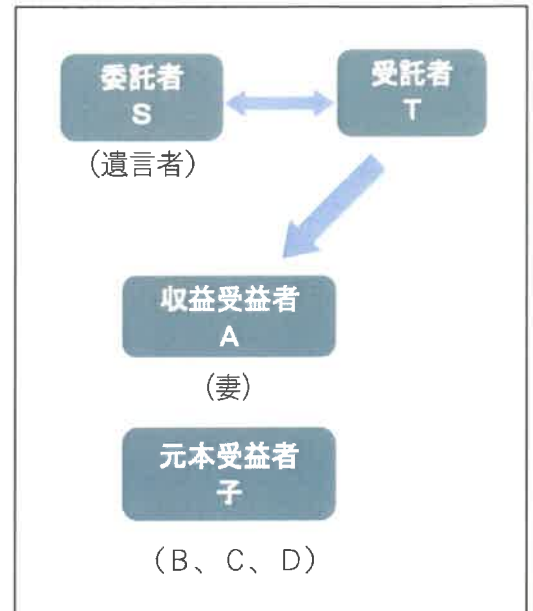
○信託財産

収益性のある居住用も兼ねた不動産、動産、預貯金（金銭）

○信託の目的

遺産分割も遺留分請求もできない信託の設定を考えたもの。妻（収益受益者）に不動産の一部を自宅として使用させまたは収益は生活費に充てることができるとし、一方子ら（元本受益者）には不動産の所有権自体を取得させて、妻が死亡後は相続人である子らがすべての権利を取得するというもの。

※（遺留分の問題は、完全に解決したわけではなく、収益の内容によっては反対に収益受益者からの請求もあり得ると考えられるので、利用にあたっては、専門家にしっかり相談する必要がある。）



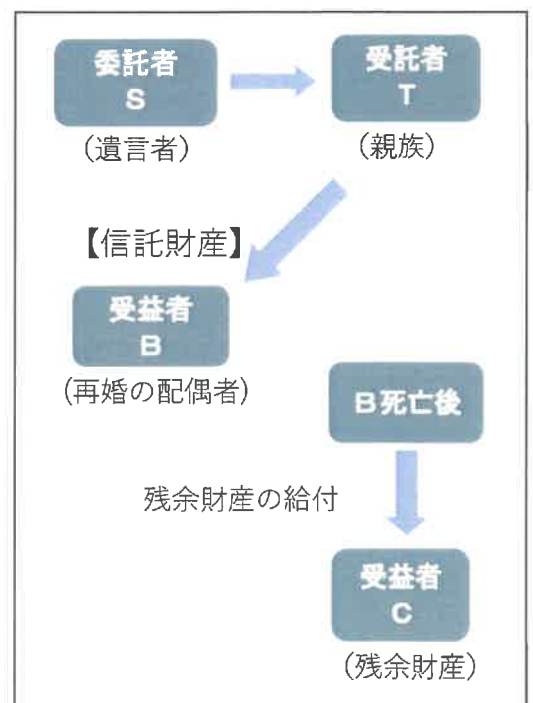
(16) 家産承継遺言信託

○信託当事者

- 委託者（遺言者） — 夫S
- 第一次受益者 — 後添えの妻B
- 残余財産受益者 — 長子C（または孫D）
- 受託者 — 親族（Bと信頼関係のある場合 C、D）

○信託財産

自宅不動産、預貯金



○信託の目的

第一次受益者は後添えの妻とし、生活の本拠地として安心して使わせ、妻死亡後は、これを実子Cもしくは孫Dに帰属させるもの。

(17) 遺留分が消える「家とく承継信託」

○信託当事者

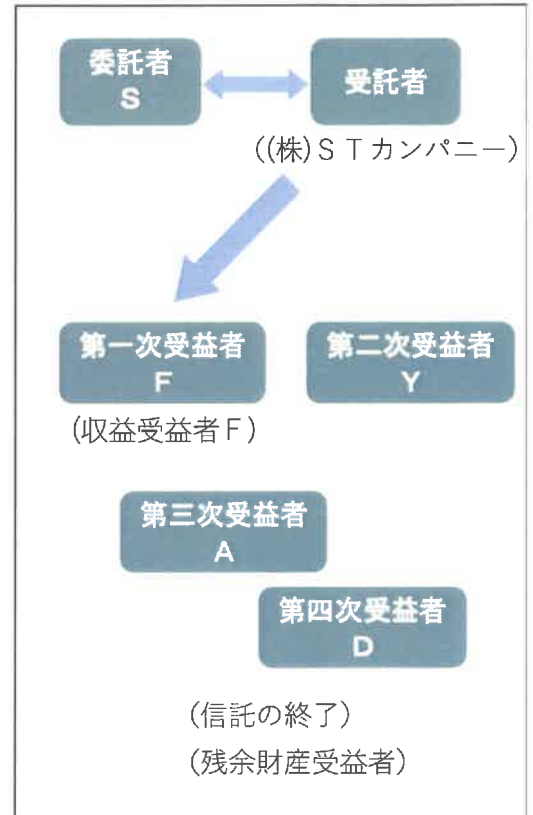
- 委託者（遺言者） — 父S
- 第一次受益者 — 父S
- 第二次受益者 — 子F、子Y
- 第三次受益者 — 孫A
- 第四次受益者 — ひ孫D
- 残余財産受益者 — ひ孫D
- 受託者 — 株STカンパニー（支配人）

○信託財産

不動産、自社株式、金銭等金融資産

○信託の目的

先祖代々受け継いできた不動産をいわゆる家とく承継するもの。



(18) 死後事務委託信託契約

○信託当事者

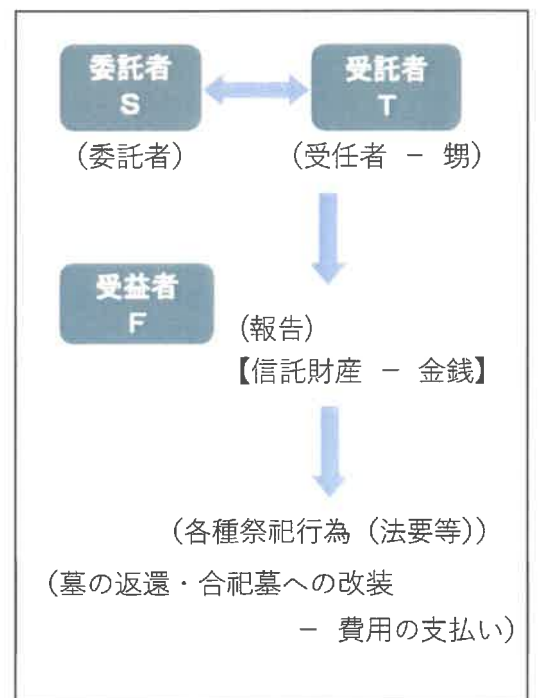
- 委託者 — 叔父S（妻子はいない）
- 受益者 — 親族B・C（弟妹）
- 受託者 — 甥（姪）T

○信託財産

現金

○信託の目的

菩提を弔う甥Tに自己の死後事務を依頼し確実に改葬合祀まで実施してもらうためその費用を信託し、祭祀行為等の都度Tにおいて支弁するもの。



(19) 死後事務管理型遺言信託

○信託当事者

委託者（遺言者） — 叔母 S

受益者 — 甥 B

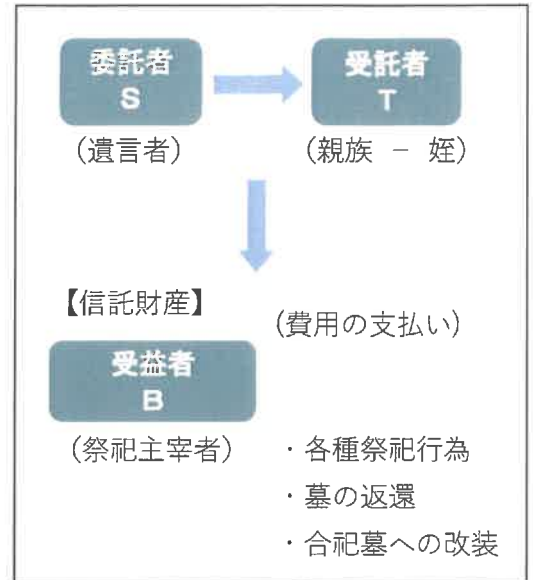
受託者 — 姪 T

○信託財産

現金

○信託の目的

生家の甥 B に自己の死後事務を依頼し、その費用と報酬を信頼している姪 T に預けて、祭祀行為等の都度姪 T において支弁するもの。



(20) 事業承継のための株式管理運用信託契約

○信託当事者

委託者 — 親 S

当初受益者 — 親 S

第二次受益者（子や孫）

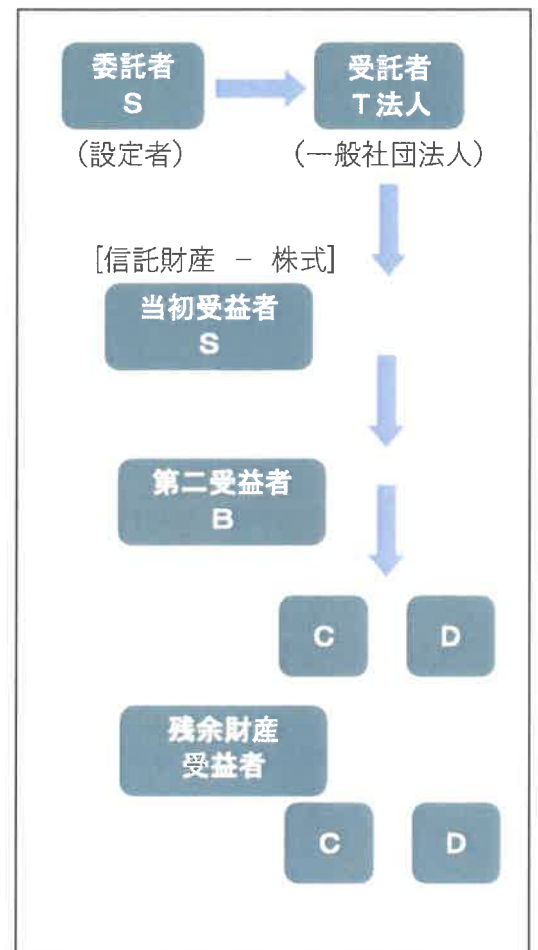
受託者 — 一般社団法人

○信託財産

株式、金融資産

○信託の目的

創業者の親が高齢となり代表権は後継者に譲ったが、その大半の株式を保有している。これを信託財産として安定した収入が得られるように、議決権の行使は自ら行うこととし、受託者法人を設立して信託を設定するもの。（事業信託のための安心設計）



(2 1) 空き家問題解決支援信託

○信託当事者

委託者 — S (Tの叔母)

第一次受益者 — S

第二次受益者 — A・B、C・T

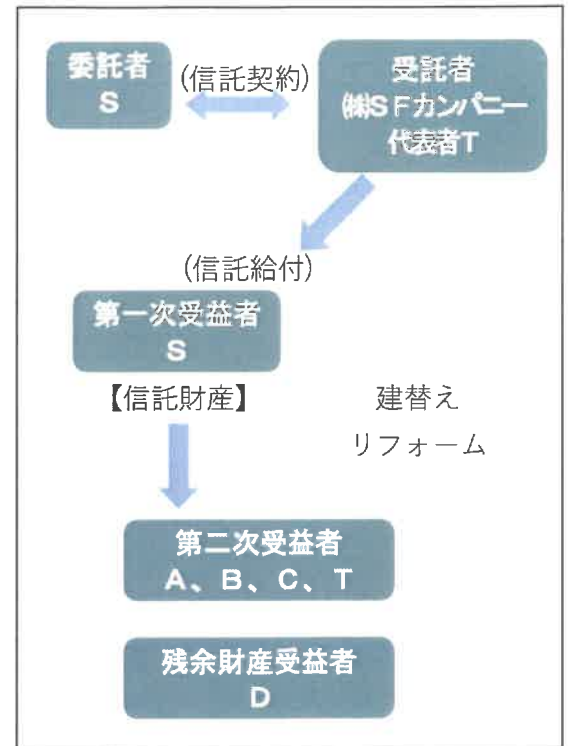
受託者 — (株)SFカンパニー (代表者T)

○信託財産

不動産 (家屋は老朽化がひどい)

○信託の目的

先祖代の受け継いできた不動産を継続継承していくため、朽廃がひどい状態の空き家を解消し、収益用の建物に建替えて管理運用していくもの。いわゆる「シャッター店舗」を解消することにも利用できる。



(2 2) 事業承継のための不動産及び株式等遺言信託

○信託当事者

委託者 (遺言者) — 夫S

受益者 — 妻B

事業の後継者C (未定)

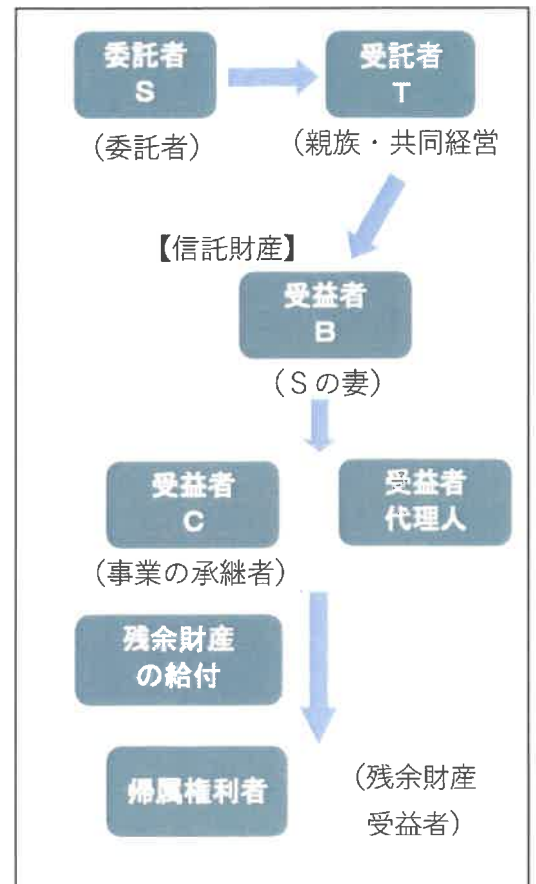
受託者 — 親族または共同経営者 (経営代行者)

○信託財産

事業用賃貸不動産 (土地)、株式、現金

○信託の目的

事業自営者 (遺言者) による爾後選任する事業の承継者を後継の受益者とする遺言信託。遺言作成時までに、事業の後継者が決まっていないことから当面は妻に事業を委ねることにして妻を当初受益者とし、事業後継者 (後継受益者) を別に文書で指定するか、または後継者選定委員に選任してもらい、確実に事業用財産を後継者に承継させるための信託。(事業承継のための信託。)



(23) 社会貢献型裁量信託

○信託当事者

委託者 — 篤志家 S

受託者 — 社会福祉法人 T

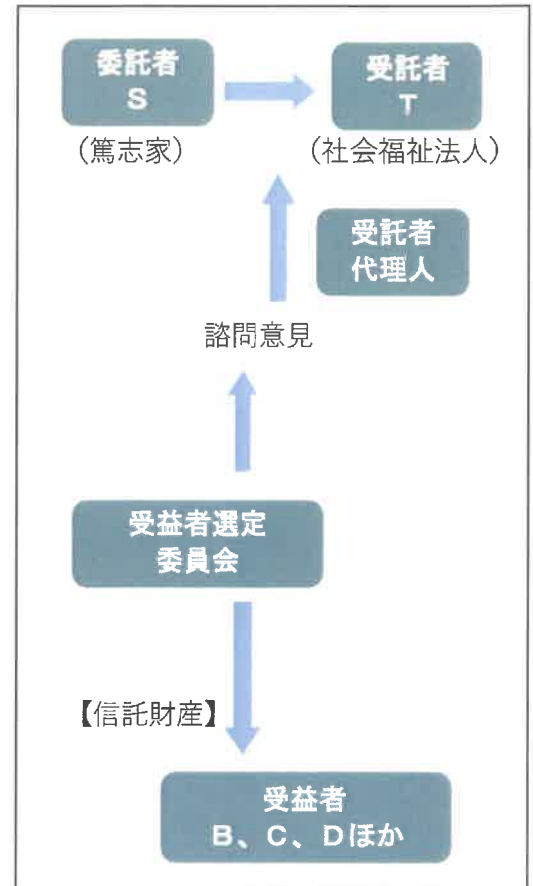
受益者 — 特定の地域の教育資金を必要とする子女 B、C、Dほか（「受益者代理人」あり）

○信託財産

S から提供された現金

○信託の目的

篤志家が多額の現金を提供し、出身地の社会福祉法人を受託者として、地元町民の子女の教育等のため長期にわたり信託財産を給付するというもの。受益者の選任や給付の金額等の確定スキームは、社会貢献自己信託と同じ仕組みであり、対象となる受益者の中で金銭を給付するにふさわしい優れた者を選ぶというものである。



当サイトのテキスト・画像の無断転載・複製を固く禁じます。

行政書士法人 福田国際ジュリストオフィス